

組合員異動報告書

組合員種別
一般
船員
後期
短期
船員短期
後期短期

異動事由		コード	添付書類
退職	死亡	1	資格確認書等
	死亡以外	2	資格確認書等
転出	他組合へ転出	3	資格確認書等
	他支部へ転出	4	資格確認書等
転入	他支部より転入	5	
	他組合より転入	6	
種別変更 番号変更 所属所異動	組合員種別の変更	7	旧組合員番号の資格確認書等
	組合員番号の変更		旧組合員番号の資格確認書等
	所属所の異動		旧組合員番号の資格確認書等
派遣	営利法人等へ派遣	8	資格確認書等

所属コード	所属所名			異動事由に○印を付けてください 発令年月日	異動事由 (コード)	新 組合員 種別	所属所名 (転出者、派遣者、種別変更のみ記入)	旧 組合員 種別	所属所名 (転入者、種別変更のみ記入)	資格確認書等 返納受付年月日	備考	※ 任継
組合員番号	氏名	性別	生年月日									
		男・女	・	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R						有・無 ・		有・無
		男・女	・	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R						有・無 ・		有・無
		男・女	・	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R						有・無 ・		有・無
		男・女	・	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R						有・無 ・		有・無
		男・女	・	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R						有・無 ・		有・無

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名

(Tel - -)

所属所長職氏名

- (注)
- ※欄は記入しないでください。
 - 資格確認書等とは、「資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証」をいいます。この報告書に添付する各種証を紛失した場合は、「紛失届書」を添付してください。
 - 75歳以上の組合員の方(一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む)は福祉事業が対象となっていたため退職時には異動報告書を提出してください。
 - 種別変更の場合は切替の手続きが必要です。(組合員番号が変更となる場合は旧組合員番号で交付を受けた資格確認書等を返却してください。)
 - 正規職員以外の所属所異動の場合は、異動事由コード「7」とし、異動報告書を新所属所から提出して下さい。

記入例

組合員異動報告書

組合員種別
一般
船員
後期
短期
船員短期
後期短期

異動事由		コード	添付書類
退職	死亡	1	資格確認書等
	死亡以外	2	資格確認書等
転出	他組合へ転出	3	資格確認書等
	他支部へ転出	4	資格確認書等
転入	他支部より転入	5	
	他組合より転入	6	
種別変更 番号変更 所属所異動	組合員種別の変更	7	旧組合員番号の資格確認書等
	組合員番号の変更		旧組合員番号の資格確認書等
	所属所の異動		旧組合員番号の資格確認書等
派遣	営利法人等へ派遣	8	資格確認書等

所属コード	〇〇〇〇	所属所名	〇〇学校									
組合員番号	氏名	性別	生年月日	異動事由に○印を付けてください 発令年月日	異動事由 (コード)	新 組合員 種別	所属所名 (転出者、派遣者、種別変更のみ記入)	旧 組合員 種別	所属所名 (転入者、種別変更のみ記入)	資格確認書等 返納受付年月日	備考	※ 任継
〇〇〇〇〇〇	富山 太郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R 〇〇・〇〇・〇〇	7	短期	〇〇学校	一般	△△学校	有・無 R 8・4・3		有・無
〇〇〇〇〇〇	公立 次郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R 〇〇・〇〇・〇〇	7	一般	〇〇学校	一般	〇〇学校	有・無 .		有・無
〇〇〇〇〇〇	富山 花子	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R 〇〇・〇〇・〇〇	7	船員 短期	〇〇学校	船員	□□学校	有・無 〇〇・〇〇・〇〇		有・無
〇〇〇〇〇〇	共済 一郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R 〇〇・〇〇・〇〇	7	後期 短期	〇〇学校	後期	□□学校	有・無 〇〇・〇〇・〇〇		有・無
		男・女	.	退職・転出・転入・種別変更等・派遣 R . .						有・無 .		有・無

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

所属所名 〇〇学校

(Tel 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

所属所長職氏名 校長 〇〇 〇〇

後期高齢者医療保険制度対象者は資格確認書等の交付はありません。

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
 2. 資格確認書等とは、「資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証」をいいます。この報告書に添付する各種証を紛失した場合は、「紛失届書」を添付してください。
 3. 75歳以上の組合員の方(一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む)は福祉事業が対象となっていたため退職時には異動報告書を提出してください。
 4. 種別変更の場合は切替の手続きが必要です。(組合員番号が変更となる場合は旧組合員番号で交付を受けた資格確認書等を返却してください)。
 5. 正規職員以外の所属所異動の場合は、異動事由コード「7」とし、異動報告書を新所属所から提出して下さい。